

令和7年12月議会

保健福祉子ども委員会 資料

提出議案一覧	頁
児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	2
指定管理者の指定について	3
令和7年度 12月補正予算総括表	53
令和7年度 12月補正（追加分）予算総括表	54

子ども家庭局

児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 改正の理由

令和 7 年 4 月 2 5 日に児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）が公布され、保育所の職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）等関係法律の規定整備が行われた。

そのため、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律中、改正があった規定を引用している下記の 6 条例について改正を行うもの。

2 改正の内容

児童福祉法第 3 3 条の 1 0 に、第 2 項及び第 3 項が加えられることに伴い、同条を引用している規定について、「法第 3 3 条の 1 0 各号」とある部分を「法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改正するもの。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）に幼保連携型認定こども園の職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、条を加える等所要の改正を行うもの。

- （１）北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- （２）北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- （３）北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- （４）北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- （５）北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- （６）北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

3 施行期日

公布の日

4 問い合わせ先

子ども家庭局子育て家庭部こども施設企画課

担当：鈴木（課長）、和田（係長）

電話：０９３－５８２－２５５０

令和7年12月議会

子ども家庭局 指定管理者の指定議案一覧（4施設／4議案）

議案番号	施設名		指定管理者	指定期間		項
第179号	1	北九州市立 小倉北ふれあい保育所 (乳児部) (夜間部)	社会福祉法人 正善寺福祉会	5年	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	4
第180号	2	北九州市立 北方保育所	社会福祉法人 北九州市保育事業協会	5年	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	15
第181号	3	北九州市立 千防保育所	社会福祉法人 北九州市保育事業協会	5年	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	25
第182号	4	北九州市立 ユースステーション	特定非営利活動法人 里山を考える会	5年	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	36

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

記

1 指定概要

(1) 施設概要

- ア 名称：北九州市立小倉北ふれあい保育所
- イ 所在地：北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
- ウ 構造：SRC造6階建の2階の一部
- エ 規模：延床面積 800.18㎡
- オ 入所定員：乳児 30人
夜間 45人

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

- ア 名称：社会福祉法人 正善寺福祉会
- イ 所在地：北九州市小倉北区神岳二丁目10番31号
- ウ 主な業務内容
 - ・ 保育所の経営
 - ・ 一時預かり事業の経営

2 指定の経緯

- ・ 募集要項の配布開始 令和7年7月18日
- ・ 申請意向届出書の提出 令和7年7月18日～8月15日
- ・ 募集説明会の開催 令和7年8月3日
- ・ 申請書及び事業計画書の受付 令和7年8月18日～8月29日
- ・ 指定管理者検討会の開催 令和7年10月3日
- ・ 指定管理者候補を決定 令和7年10月

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対応を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

応募件数：1団体 社会福祉法人 正善寺福社会

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会(以下「検討会」という。)を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会での検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員

[有識者(学識経験者)]

阿南 寿美子 (西南女学院大学短期大学部保育科 教授)

[有識者(北九州市子ども・子育て会議 委員)]

大久保 大助 (NPO法人 KID's work 代表)

[有識者(元公立保育所 所長)]

河崎 幸子 (北方地域子育て支援センター 所長)

[財務専門家]

小竹 エリナ (アネーラ税理士法人 公認会計士・税理士)

(五十音順)

5 選定基準等

選定基準	選定のポイント
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	○施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

選定基準		選定のポイント
	(7)社会貢献・地域貢献	<社会貢献の視点> ○労働環境の向上への取り組みが考えられているか。 ○SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。 <地域貢献の視点> ○地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。 ○地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。 ○市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点	
			構成員						
			A	B	C	D			
社会福祉法人 正善寺福祉会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	4	4	5	4	4	4	
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	4	5	3	4	4	
	(3) 実績や経験など	5	5	5	5	4	5	5	
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	20	5	5	4	4	5	20	
	(2) 利用者の満足向上	15	5	4	5	4	5	15	
	【効率性】								
	(3) 指定管理業務に係る経費	10	4	4	5	4	4	8	
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	4	4	5	4	4	8	
	【適正性】								
	(4) 管理運営体制など	15	5	5	4	4	5	15	
	(5) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	15	4	4	5	4	4	12	
	(6) 社会貢献・地域貢献	10	5	4	5	4	5	10	
	合 計		110	100	96	103	87	—	101
	優秀指定管理者に対する優遇措置（5点）、地元団体に対する優遇措置（5点）								111

(2) 検討会における主な意見

- ・ 育児担当制など、子どものリズムに合わせた保育方法を実践できており、大変素晴らしい。
- ・ I C Tを活用して、子どもの育ちを可視化する一方で、アナログも活用するなど、様々な工夫があり、保護者アンケートも高い評価となっている。
- ・ 財政面で若干不安はあるが、積極的に施設型給付の加算を取るなど、収入を増やす等の取組を行い、今後も頑張っていっていただきたい。
- ・ 長きにわたる乳児・夜間保育所の実績に加えて、全国の保育所、大学関係者と共同研究に取り組み、科学的根拠に基づく実践に努めていることが高く評価できる。
- ・ 研修体制がしっかりと整えられており、実践に基づいた、保育者自身が主体的な園であると感じられる。ぜひ今後とも指定管理者として北九州市で唯一の夜間保育所を運営していただきたい。

(3) 検討会における検討結果

本市が求める水準を満たしており、社会福祉法人正善寺福祉会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人正善寺福祉会を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・ 長年、夜間保育所を運営していることから、ノウハウを十分に有しているだけでなく、全国の保育所、大学関係者と共同研究に取り組み、保育の質の向上に努めていることが高く評価できる。
- ・ I C TやS N Sを活用するなど、時代に合った保育に取り組んでおり、利用者の満足度向上にもつながっている。
- ・ 安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

8 提案額

令和 8 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）
令和 9 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）
令和 10 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）
令和 11 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）
令和 12 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）

北九州市立小倉北ふれあい保育所 指定管理者選定に関する提案概要

団体名： 社会福祉法人 正善寺福社会

審査項目	
1 指定管理者としての適性について	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 社会福祉法人正善寺福社会として、①児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その心身の発達を図る②入所する子どもの最善の利益を考慮し、保護者とともにその福祉を積極的に増進する③健康・明朗・感謝を基に、無限の可能性をもつ子どもの成長・発達を通して共に育ちあう心を育てる。 (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 入職後の現任者教育システムを構築しており、安心してキャリアを積むことができる環境を整えている。その結果、職員の定着率が上がり、安定した質の高い保育を提供することが可能となった。乳児専門保育や夜間におよぶ長時間保育実践における、適正な財政基盤の保障のため、今後も行政との協議を重ねていくこととする。 (3) 実績や経験など 昭和10年から保育所を運営。昭和23年児童福祉法成立と共に認可を受ける。昭和57年からは市内唯一の夜間保育園の運営を行ってきた。平成11年より、市委託保育所として小倉北ふれあい保育所（乳児部）、（夜間部）を運営。その後指定管理となる。現在、法人として一般保育所・夜間保育所・乳児専門保育所の3施設を運営している。 職員は全員、保育士資格、幼稚園教諭免許、栄養士、調理師等の有資格者である。

2 管理運営計画の適確性	【有効性】 に関する 取組み	(1) <u>施設の設置目的の達成に向けた取り組み</u> 毎年度末、全職員による伝達研修を行っている。理念や方針を再確認するとともに、次年度に向け職員と運営委員会にて事業計画、行動計画や年間行事予定を示し保育内容を検討している。職員の資質・能力向上のため研修システムを構築している。また、未就園の子育て家庭を招待するなど、地域の行事にも積極的に参加し、広く地域に関わっていく。 (2) <u>利用者の満足向上</u> 開所当初からの保護者会を設立しており、保護者を巻き込んだ保育を心がけてきた。 保育への参加や苦情解決等への第三者評価委員の設置を行い、意見、要望、苦情、不満を解決するための仕組みを導入している。過去3年間の利用者アンケートによる 98.47%の高い満足度を今後も維持していくように、子どもと保護者のニーズを受け止め保育や子育て支援に反映させていく。
	【効率性】 に関する 取組み	(1) <u>指定管理料及び収入</u> 入所児を夜間部45名、乳児部30名で試算した。職員配置については、チーム保育推進加算をふまえ、児童及び職員の処遇を変えることなく17時間の長時間保育、夜間保育及び乳児保育を補える配置で作成した。 (2) <u>収支計画の妥当性及び実現可能性</u> 公定価格表より基本分単価を入所予定児童数から収入の見込みを算出した。チーム保育推進加算が含まれるように職員配置をしている。人件費については、令和8年度として俸給表から職員の給与を試算した。

	【適正性】 に関する 取組み	(1) <u>管理運営体制など</u> 法人として3施設を運営し、理事会、評議員会、監事、理事長、施設長、主任保育士、副主任保育士と担当保育士及び給食担当、事務の管理体制を整えている。苦情解決第三者委員、小児科嘱託医を外部委託している。 職員は全員有資格者であり、それぞれの専門性を生かして職務に当たっており、資質能力向上のために独自の研修システムを構築していることは高く評価されている。 (2) <u>平等利用、安全対策、危機管理体制など</u> すべての関係者が公平に保育サービスを受け、尊重される環境を築くために子ども、保護者、職員の3者が尊重される環境を築いている。地域住民については地域貢献に記した。 夜間におよぶ長時間保育実施園であり、生後3ヵ月から入所児童が過ごす場であることから、安全対策、危機管理に関しては関連機関との連携を図り、細心の注意を行っている。 (3) <u>地域貢献・社会貢献</u> 職員の労働環境の向上に取り組むことで、保育の質は向上した。保育所運営や保育内容はSDGsの達成や環境への配慮への取り組みが十分確認できる。地域団体や大学、および研究所等との連携により、根拠に基づく保育実践をひろく発信し、地域や全国の保育の質向上に寄与している。
--	----------------------	---

提案額（千円）

令和8年度	224,827 千円	うち指定管理料 14,850 千円
令和9年度	224,827 千円	うち指定管理料 14,850 千円
令和10年度	224,827 千円	うち指定管理料 14,850 千円
令和11年度	224,827 千円	うち指定管理料 14,850 千円
令和12年度	224,827 千円	うち指定管理料 14,850 千円

**北九州市立小倉北ふれあい保育所（乳児部・夜間部）
指定管理者検討会 会議録**

- 1 開催日時 令和7年10月3日（金） 14:30～15:15
- 2 場 所 北九州市役所本庁舎11階 112会議室
- 3 出席者 検討会構成員：阿南構成員、大久保構成員、河崎構成員、
小竹構成員（五十音順）
事務局：子ども家庭局運営給付担当課長、給付担当係長、
担当職員
- 4 応募団体 社会福祉法人 正善寺福祉会

5 会議内容

○検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項について、事務局より説明

○構成員の互選により、座長を選出

○応募団体より提案概要の説明及び応募団体へのヒアリング

■構成員によるヒアリング

（構成員） 特徴的な保育の方法について、もう少し深く説明をお願いする。

（応募団体） 開所当初は、一斉保育を行っていたが、夜間部もあり7時から0時まで預かるので、子どもの登園時間が様々で、一斉保育は無理があった。そこで、3年ほど講師の先生と共に職員一丸となって、食事や排泄など、子どもたちの欲求や要求を受けとめ、子どもの生活リズムに、担当の職員が合わせ、その子どもに応じた日課を組み立てることにした。それが、流れる日課という保育方法である。

（構成員） 比較的都会に保育所があるので、園外保育の独自の工夫があれば教えていただきたい。

（応募団体） 公共交通機関を利用しやすいことが利点で、市内の色々な公共施設に行く。近くに勝山公園や水環境館があるので、2歳児も散歩に行ける。

（構成員） 貸借対照表等を見せていただいたが、資金繰りが苦しい時期があったとみられる。今後、そのような時の措置を何か考えられているのか。

（応募団体） 開所当初、全員新卒者で始めたが、夜間保育ということもあり、始めの5年くらいは職員が定着しなかった。ただ、定着した時のことを見越して、初年度から人件費の積み立てを行っていた。職員が定着してくると、経験年数が長くなり、今期から積み立てを取り崩している。

また、乳児部は安定的な運営ができており、他に運営している1施設も含め、総合的に運営できている。

資金に関しては、一番大きな課題と認識しており、将来的には、適正な定員設定、施設型給付で取れる加算を積極的に取っていくなど、細かな部分を積み上げて収入が上がっていくよう取り組みたい。

(構成員) 資料の中に「育児日記」という言葉が出てくるが、これは手書きで作成するものなのか。

(応募団体) 0～2歳児は、手書きの育児日記を使っている。24時間の内容を保護者と保育士で記入できるという利点があり、使用している。

(構成員) HOPによる評価や保育環境評価などの客観的なツールを使っているが、職員に浸透するまでに研修を行うなどしているのか。

(応募団体) 子どもの発達を見ていくツールでHOPというものがあり、当園では研修会を行っている。HOPは子どもの発達評価、保護者の方のアンケート、保育環境評価等の5つのツールが入っており、デジタルで入力すれば、グラフ化したり、一元化したりできるもの。これを利用しながら職員や保護者と評価を共有し、保護者のニーズを把握して、保護者支援にも活用している。

○構成員は、応募団体からの提案概要のプレゼンテーション及び質疑応答を受けて各自得点を記入し、事務局が集計した得点を発表。その後、意見交換及び検討会としての検討結果（総合的な所見）について協議を行い、検討会を終了した。

■総合的な所見内容

- ・育児担当制など、子どものリズムに合わせた保育方法を実践できており、大変素晴らしい。
- ・ICTを活用して、子どもの育ちを可視化する一方で、アナログも活用するなど、様々な工夫があり、保護者アンケートも高い評価となっている。
- ・財政面で若干不安はあるが、積極的に施設型給付の加算を取るなど、収入を増やす等の取組を行い、今後も頑張りたい。
- ・長きにわたる乳児・夜間保育所の実績に加えて、全国の保育所、大学関係者と共同研究に取り組み、科学的根拠に基づく実践に努めていることが高く評価できる。
- ・研修体制がしっかりと整えられており、実践に基づいた、保育者自身が主体的な園であると感じられる。ぜひ今後とも指定管理者として北九州市で唯一の夜間保育所を運営していただきたい。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

記

1 指定概要

(1) 施設概要

- ア 名称：北九州市立北方保育所
- イ 所在地：北九州市小倉南区北方二丁目16番10号
- ウ 施設概要：RC造3階建の1、2階部分
- エ 延床面積：約1,122.90㎡
- オ 入所定員：120人

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

- ア 名称：社会福祉法人 北九州市保育事業協会
- イ 所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
- ウ 主な業務内容
 - ・ 保育所の経営
 - ・ 一時預かり事業の経営

2 指定の経緯

- ・ 募集要項の配布開始 令和7年7月18日
- ・ 申請意向届出書の提出 令和7年7月14日～8月8日
- ・ 募集説明会の開催 令和7年7月27日
- ・ 申請書及び事業計画書の受付 令和7年8月18日～8月29日
- ・ 指定管理者検討会の開催 令和7年10月3日
- ・ 指定管理者候補を決定 令和7年10月

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

応募件数：1団体 社会福祉法人 北九州市保育事業協会

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会(以下「検討会」という。)を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会での検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員

[有識者(学識経験者)]

阿南 寿美子 (西南女学院大学短期大学部保育科 教授)

[有識者(北九州市子ども・子育て会議 委員)]

大久保 大助 (NPO法人 KID's work 代表)

[有識者(元公立保育所 所長)]

河崎 幸子 (北方地域子育て支援センター 所長)

[財務専門家]

小竹 エリナ (アネーラ税理士法人 公認会計士・税理士)

(五十音順)

5 選定基準等

選定基準	選定のポイント
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	○施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

選定基準		選定のポイント
	(7)社会貢献・地域貢献	<社会貢献の視点> ○労働環境の向上への取り組みが考えられているか。 ○SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。 <地域貢献の視点> ○地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。 ○地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。 ○市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点	
			構成員						
			A	B	C	D			
社会福祉法人 北九州市 保育事業協 会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	5	4	4	4	4	4	
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	4	4	4	
	(3) 実績や経験など	5	5	4	3	4	4	4	
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	20	4	3	4	4	4	16	
	(2) 利用者の満足向上	15	4	3	3	4	4	12	
	【効率性】								
	(3) 指定管理業務に係る経 費	10	4	4	4	4	4	8	
	(4) 収支計画の妥当性及 び実現可能性	10	4	4	4	4	4	8	
	【適正性】								
	(4) 管理運営体制など	15	4	4	4	4	4	12	
	(5) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など	15	4	3	5	4	4	12	
	(6) 社会貢献・地域貢献	10	4	3	5	4	4	8	
	合 計		110	90	76	88	88	—	88
	地元団体に対する優遇措置（5点）								93

(2) 検討会における主な意見

- ・法人としては、十分な保育所運営の実績を有しており、財政基盤がしっかりしていると評価できる。
- ・6つの保育所を運営している法人のスケールメリットを活かし、園を超えた保育士間の交流や合同研修などが行われ、資質向上を図っている。
- ・長年にわたる保育所運営の経験を活かして、子どもや保護者に寄り添った保育が行われている。
- ・ICTの導入や保育士の事務作業の軽減を図り、育児・介護しやすい環境づくりに取り組んでいる。
- ・地域の小学校と「架け橋期のカリキュラム」を作成し、具体的な連携の取組が進んでおり評価できる。

(3) 検討会における検討結果

本市が求める水準を満たしており、社会福祉法人北九州市保育事業協会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市保育事業協会を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 指定管理施設運営に必要な人的基盤や財政基盤を有している。
- ・ 安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。
- ・ 長期間の保育所運営の経験を活かして、子どもや保護者に寄り添った保育を行っている。
- ・ I C Tの導入や保育士の事務作業の業務軽減を図り、保育士の労働環境の向上の取組に努めている。

8 提案額

令和 8 年度	171,484 千円（うち指定管理料 9,340 千円）
令和 9 年度	171,484 千円（うち指定管理料 9,340 千円）
令和 10 年度	171,484 千円（うち指定管理料 9,340 千円）
令和 11 年度	171,484 千円（うち指定管理料 9,340 千円）
令和 12 年度	171,484 千円（うち指定管理料 9,340 千円）

北九州市立北方保育所 指定管理者選定に関する提案概要

団体名： 社会福祉法人 北九州市保育事業協会

審査項目	
1 指定管理者としての適性について	(1) <u>施設の管理運営（指定管理業務）</u>に対する理念、基本方針 児童福祉法第 24 条に基づき、子どもの個性を最大限尊重しながら、公平に、かつ安全面に十分留意した保育を行うことで、子どもの健全育成を図る。また、地域社会との連携を充実させるとともに、地域の子育て支援の拠点としての運営を推進していく。 (2) <u>安定的な人的基盤や財政基盤</u> 6つの保育施設を運営することで、役割に適した人材の配置・育成を行うとともに、変動の少ない予算を組むことで、持続的に安定した運営を図ることを大切にしている。 また、必要に応じ種々の方法を通じて人材の確保に努めている。 (3) <u>実績や経験など</u> 昭和 49 年に千防保育所の運営受託に当たり、北九州市と北九州市保育所連盟が協力して当法人を設立して以来、長期に渡って保育事業に携わってきた。その後、北九州市の民営化事業等に協力する形で運営園を増やし、現在 6 か所の保育所(園)を運営しており、これまでの実績を基に、独自に法人内研修を実施する等積極的に人材育成にも力を入れている。これまでの経験を生かし、今後とも安定した施設運営を行うとともに、地域社会の福祉向上に貢献していきたい。
2 管理運営計画の適確性	(1) <u>施設の設置目的の達成に向けた取り組み</u> 施設の設置目的の達成に向けては、保育指針等に定められた保育計画が何より重要であると考えており、計画を立て目標を定め、達成に向けた取り組みを行いつつ、事業を展開している。 (2) <u>利用者の満足向上</u> 保育の実施にあたっては、利用者の意向を的確に把握することが重要であり、本法人では、日々の保護者とのコミュニケーションを大切にしながら、様々な工夫や方法で情報の収集・提供を行い、それらを保育に反映させていくことが重要との認識の基、子ども・利用者の側に立ったこれらの取り組みを進めることで、保護者の信頼を得ていると考えている。

	【効率性】 に関する 取組み	(1) <u>指定管理料及び収入</u> 法定されている施設型給付費・指定管理料(民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等)・利用者等利用料収入を収入としている。 (2) <u>収支計画の妥当性及び実現可能性</u> 収入に応じた予算を組み込み、また、決算を点検し、安定した運営を図るように努める。
	【適正性】 に関する 取組み	(1) <u>管理運営体制など</u> 6 施設に専任の施設長、主任保育士を配置するとともに、それらを統括する常務理事を事務局本部に配置している。 また、配置基準を満たした保育士の配置は当然のこととして、職員の資質向上に向けた法人内研修、外部研修への積極的な参加の働きかけを行っている。 (2) <u>平等利用、安全対策、危機管理体制など</u> 平等利用については、北九州市と連携しながら社会福祉施設として当然に実施している。 安全対策については、子どもの命を守り、安定した生活を提供するため、常に安全な保育環境を整えることに留意している。 危機管理体制としては、対応等の連携図や各種の危機管理マニュアル等を作成し、職場内研修等の機会をとらえ、全職員が共通認識を持ち、対応できるようにしている。 (3) <u>地域貢献・社会貢献</u> 地域貢献については、複合施設の特性を生かし、施設関係者との交流や合同で避難訓練を行う等関係の強化を図っている。 また、地域の行事への参加や地域の方々の園行事への受入れ等、地域との交流も積極的に行っている。 社会貢献については、シルバー人材センターや障害者の雇用を積極的に行っている。

提案額（千円）

令和8年度	171,484 千円	うち指定管理料 9,340 千円
令和9年度	171,484 千円	うち指定管理料 9,340 千円
令和10年度	171,484 千円	うち指定管理料 9,340 千円
令和11年度	171,484 千円	うち指定管理料 9,340 千円
令和12年度	171,484 千円	うち指定管理料 9,340 千円

北九州市立北方保育所 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令7年10月3日（金） 13:00～14:20
- 2 場 所 北九州市役所本庁舎11階 112会議室
- 3 出席者 検討会構成員：阿南構成員、大久保構成員、河崎構成員、
小竹構成員 （五十音順）
事務局：子ども家庭局運営給付担当課長、給付担当係長、
担当職員
- 4 応募団体 社会福祉法人 北九州市保育事業協会

5 会議内容

○検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項について、事務局より説明

○構成員の互選により、座長を選出

○応募団体より提案概要の説明及び応募団体へのヒアリング

■構成員によるヒアリング

（構成員） 園内研修、OJTについてお聞きしたい。どんな研修をされていて、どのような効果があるのかなど。

（応募団体） 以前は保育所の終業後に行っていたが、コロナ禍を契機に働き方を見直し、園内研修は極力昼間の時間帯に行うようにした。AEDなど大事な研修は、行事の後に行うなど工夫している。全員集まるのが難しい場合は、研修資料を回覧して、隙間時間に読んでもらうなどしている。また、各園から中堅保育士が集まって「人権」をテーマに法人内研修を行った。

（構成員） 保育士は離職率が高いと聞く。保育士の定着の取組について聞きたい。

（応募団体） 園長自らが先頭に立ち、保育士を盛り上げて、楽しい職場づくりに努めている。おかげさまで北方保育所の離職率は低く、ほとんど退職者が出ていない。

（構成員） 保育士の人材の確保について、採用の方法と人材確保の工夫についてお尋ねしたい。

（応募団体） 保育士は、園ごとではなく法人本部で計画的に採用しているが、なかなか欠員を埋められない状況である。LINEを使った情報発信、私立保育連盟の主催する保育フェアへのブース出展、保育士養

成校とのパイプ作り、保育実習生の受け入れなどを通じて、採用活動を行っている。

(構成員) 光熱水費をはじめとした諸経費について、経費削減の観点からなにか独自の取組があれば教えてほしい。

(応募団体) 無駄な電気代を削減するために、昼間の玄関など、電灯のスイッチはこまめに消すようにしている。職員の負担も考慮して夏場のプール、水遊びの回数を見直し、効率的に実施するようにした。結果として水道代の節減となっていると思う。

(構成員) 障害児保育、一時保育、延長保育についてどのように考えているか。

(応募団体) 発達の子やグレーゾーンのお子さんについては、ケース会議を開くなどして、その都度、対応している。延長保育については、保護者の就労状況を踏まえ断らずに対応している。一時保育については、利用希望があれば、日々代替保育士を1名入れ、対応できる範囲で受け入れている。

○構成員は、応募団体からの提案概要のプレゼンテーション及び質疑応答を受けて各自得点を記入し、事務局が集計した得点を発表。その後、意見交換及び検討会としての検討結果（総合的な所見）について協議を行い、検討会を終了した。

■総合的な所見内容

- ・法人としては、十分な保育所運営の実績を有しており、財政基盤がしっかりしていると評価できる。
- ・6つの保育所を運営している法人のスケールメリットを活かし、園を超えた保育士間の交流や合同研修などが行われ、資質向上を図っている。
- ・長年にわたる保育所運営の経験を活かして、子どもや保護者に寄り添った保育が行われている。
- ・ICTの導入や保育士の事務作業の軽減を図り、育児・介護しやすい環境づくりに取り組んでいる。
- ・地域の小学校と「架け橋期のカリキュラム」を作成し、具体的な連携の取組が進んでおり評価できる。